

水のめぐみ

Vol.
46

2017
9.1

9月10日は
下水道の日
です



水道週間イベントを実施しました(環境フェアと共に)

水道週間は、水道について皆様の理解と関心を高めていただき、公衆衛生の向上と生活環境の改善を図るための週間です。1959年(昭和34年)に厚生省(当時)により制定されました。今年で59回目を迎え、6月1日から7日まで全国で実施されました。

本市では、関連事業として、市環境部で実施している「環境フェア」との共催により、6月11日(日)にもてなし広場で、イベントを実施しました。イベントでは、鉢花の配布や水道管で作る水鉄砲作り、「高崎の水」飲み比べなど、さまざまな催しを行いました。当日は天候にも恵まれ、家族連れなど多くの来場者で賑わいました。



鉢花の配布



水道管で作る水鉄砲
編集・発行
高崎市水道局・下水道局
高崎市高松町35番地1
電話 027-321-1282

水道メーターの検針にご協力ください

水道メーターの検針は、2か月に1度、検針月の上旬に検針員がお伺いして行います。

検針が行いやすいように、ご理解とご協力を願いいたします。

※移動後はエンジンをお切りになり
検針が終了するまでお待ちください。

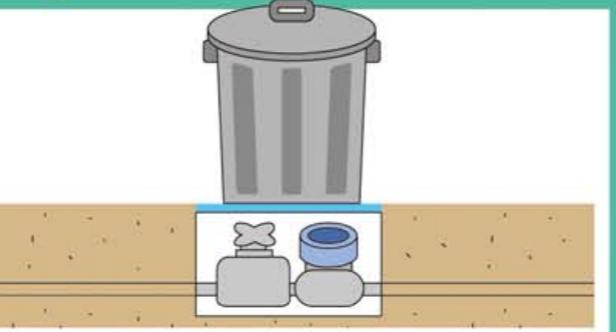


クルマの移動をお願いいたします



検針を行うために検針員が車の移動をお願いする場合があります。

! メーターの上には
物を置かないでください



! 犬は、出入り口やメーターから
離れた場所につないでください



●問い合わせ先・・・水道局料金課料金担当(電話 027-321-1283)

ただいま水漏れ調査中

水道局では、年間を通して漏水調査を行っています。

調査は、水道局職員または水道局が委託する専門業者が行いますが、その際、水道メーターを確認しながら作業を行うため、調査員が宅地内に立ち入ることになります。ご理解とご協力を願いいたします。

水道メーターから家側で漏水がある場合の修理は個人負担となりますので高崎市指定工事店に依頼してください。水道メーターから道路側の漏水は、水道局負担となります。ただし、漏水があっても調査員が修繕や物品などの販売を行うことは一切ありません。

道路上で漏水を発見した場合は、水道局工務課までご連絡ください。
よろしくお願いいたします。



※漏水音の抽出は、音聴棒を使って行います。

●問い合わせ先・・・水道局工務課維持管理担当(電話 027-321-1284)